

平成23年度 南箕輪村

高齢者福祉サービス制度

高齢者のみなさんが、住み慣れた地域でその人らしい生活ができるよう、また、介護者の負担の軽減が図れるよう、村では、次のような在宅福祉サービスを行っています。

在宅介護や、日常生活で何かお困りのことがありましたら、地域包括支援センター、または、役場住民福祉課へご相談ください。



お問い合わせ先

南箕輪村役場 住民福祉課 72-2105

南箕輪村地域包括支援センター 72-2105

南箕輪村社会福祉協議会 76-5522

(1) 総合相談窓口

地域包括支援センター



住み慣れた地域でその人らしく生活を送れるよう、保健、介護、福祉分野で連携し、支援を行う地域介護の相談窓口です。

主な業務

- ・高齢者や家族、地域住民からの介護や福祉に関する総合的な相談への対応、支援
- ・介護予防ケアプランの作成、介護予防事業のマネジメント
- ・ケアマネジャーへの支援やネットワークづくり
- ・高齢者に対する虐待の防止と権利擁護事業

(2) 介護予防事業

はつらつ倶楽部

対象者 外出機会が減っていたり、物忘れなどが気になる方
内容 レクリエーション、脳トレ、外出活動等を通じて心身の活性化を図ります。

介護予防対象者 把握事業

内容 アンケート調査により虚弱高齢者等の把握を行います。
その後の訪問による支援や、介護予防事業への参加を誘導します。

お達者おくちの教室 (虚弱高齢者)

内容 歯科衛生士等の専門家による個別指導と集団指導を通じて、口腔機能の改善を図ります。

お達者筋トレ教室 (虚弱高齢者)

内容 筋力トレーニング等の教室を行い、身体機能向上を図ります。

ゆったり水中教室 (一般高齢者)

内容 介護予防拠点施設の健康運動浴槽「ふれあいプラザ」を利用した水中運動を通じて体力の向上を図ります。

訪問介護予防事業

内容 低栄養、閉じこもり、認知症、うつ予防のため、訪問指導を通じて支援を行います。

地域介護予防活動支援

内容 老人クラブ、地区社協等の地域活動組織における介護予防教室等の支援として、出前講座を行います。

いきいきクラブ

内容 各地区単位で一般の高齢者を対象に、筋トレ、レクリエーション、脳トレ等の活動を行います。現在は大泉地区をモデル地区として開催しています。

(3) 高齢者等の生活支援

緊急通報体制整備事業

対象者 ひとり暮らし高齢者や障がい者世帯及びそれに準じる世帯等
内容 専用通報機器を設置し、病気やけが等の緊急時に外部に通報できる体制を確保します。
利用回数等 24時間対応可能 **費用負担** 利用者の収入により費用負担あり

ホームヘルプサービス (軽度生活援助事業)


対象者 おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者世帯（介護保険の要支援要介護状態の方は除きます）
内容 食事、食材の確保、掃除、家屋内の整理等、生活支援、健康、栄養管理を行います。
利用回数等 派遣時間は1回1時間程度 **費用負担** 1時間 100円

(3) 高齢者等の生活支援（つづき）


<p>ショートステイ (短期宿泊事業)</p> 	<p>対象者 おおむね 65 歳以上の虚弱な高齢者（介護保険の要支援要介護状態の方は除きます）</p> <p>内容 介護者や家族が疾病や冠婚葬祭で介護ができないとき、一時的にご利用いただけます。</p> <p>利用回数等 1 回の利用につき 3 日まで</p> <p>費用負担 1 日 昼のみ 1,000 円 夜間 2,000 円 ※ 食費は実費</p>
<p>介護予防生活支援 用具貸出事業</p> 	<p>対象者 おおむね 65 歳以上の高齢者（介護保険の要支援要介護状態の方は除きます）</p> <p>内容 介護予防のためベッド、車椅子等の貸出しを行います。</p> <p>利用回数等 介護保険の適用になるまで</p> <p>費用負担 ベッド 10,000 円 車椅子 3,000 円 他</p>
<p>住宅改修事業</p> 	<p>対象者 65 歳以上の要介護認定、要支援認定者等で、前年の所得税額の合計が 8 万円以下の世帯の方</p> <p>内容 70 万円までの改修費のうち、9 割分を補助（介護保険の要支援、要介護認定を受けた方については、介護保険の適用を優先します。）</p> <p>利用回数等 1 回</p>
<p>訪問理美容サービス</p>	<p>対象者 理美容院を利用することができない高齢者及び障がい者等</p> <p>内容 助成券 1 回 1,000 円 年 6 枚（2 ヶ月に 1 枚）</p> <p>利用回数等 自己負担があります</p>
<p>配食サービス</p> 	<p>対象者 おおむね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等</p> <p>内容 調理が困難な高齢者等に対して昼食時に弁当を配達し、栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに、当該利用者の安否確認を行います。</p> <p>利用回数等 必要に応じて</p> <p>費用負担 1 食 400 円（おかずのみ 300 円）</p> <p>備考 減塩食等の特別食もご利用いただけます。（追加費用あり）</p>
<p>給食サービス</p>	<p>対象者 70 歳以上の援護の必要なひとり暮らし高齢者等</p> <p>内容 月 2 回、栄養のバランスのとれた食事の提供と安否確認を行います。</p> <p>備考 社会福祉協議会事業 無料</p>
<p>生活支援サービス (みなみちゃん)</p>	<p>対象者 南箕輪村在住の方で社会福祉協議会会長が認めた方</p> <p>内容 通院付添い、買い物、散歩、話し相手、見守り等</p> <p>備考 社会福祉協議会事業 1 時間 800 円</p>

(4) 移動支援



<p>タクシー利用料金 助成事業</p>	<p>対象者 交通手段を持たない 75 歳以上の高齢者家庭や重度障がい者等</p> <p>内容 タクシー初乗り料金を利用券で補助します。</p> <p>利用回数等 年 24 回（枚）</p>
<p>福祉移送サービス 事業</p> 	<p>対象者 南箕輪村在住の方で、交通手段を持つことができない 75 歳以上の高齢者家庭や要介護認定者、要支援認定者、障害者等</p> <p>内容 （事前に利用登録が必要）</p> <p>利用回数等 医療機関、買い物等への移動に際し、専用車両にて移送します。</p> <p>費用負担 1 ヶ月に 2 回を限度とし、1 回あたりの利用時間は 1 時間以内</p> <p>南箕輪村、伊那市、箕輪町を運行範囲とします。</p> <p>無料 登録時に保険料として 1,000 円が必要です。</p>

(4) 移動支援（つづき）

 特殊車両利用助成事業	対象者	世帯総所得 500 万円未満の方で、ストレッチャー等の特殊車両を使用しなければ外出ができない要介護認定 2、3、4、5 の認定者等
	内容	上伊那郡市内の医療機関等への通院等に特殊車両を利用した場合、利用料金の 2 分の 1（自己負担が 1,000 円を超える場合は超えた額全額）を助成
	利用回数等	年 24 枚（医師の指示で月 2 回以上の通院が必要な方 48 枚、透析患者等 192 枚）の利用助成券を交付

(5) 生きがい活動支援

元気クラブ （生きがい活動支援通所事業）	対象者	家に閉じこもりがちなおおむね 65 歳以上の高齢者（介護保険の要支援要介護状態の方は除きます）
	内容	日常動作訓練、趣味活動、食事、入浴、送迎 場所は村の松寿荘
	利用回数等	月 2 回まで 費用負担 1 回 800 円（送迎費含む）

高齢者交流事業	対象者	71 歳以上の方
	内容	高齢者の健康増進と、交流を図ることを目的に、年 1 回大芝荘へ招待し交流を行います。
	費用負担	1,000 円

福祉入浴券交付事業	対象者	70 歳以上の方
	内容	大芝荘及び大芝の湯が利用できる入浴券を交付します。
	備考	年 5 枚交付


地域福祉活動 支援事業	対象者	村内の各地区において介護予防に資する活動を行おうとする地域住民による福祉活動団体
	内容	活動育成支援を図るため、補助金を交付します。
	備考	地区ごとの高齢者数に応じた補助と活動に応じた補助があります。




(6) 介護保険サービス利用料軽減

介護サービス利用者 負担軽減事業	対象者	介護保険料第 1 段階～第 7 段階の方のうち、介護サービスを利用した要介護認定、要支援認定者
	内容	1 年間に負担した介護サービス利用料を所得に応じ軽減します。
	備考	年に 1 回軽減分を支給します。

(7) 家族介護支援

 福祉手当	対象者	寝たきりや、認知症の高齢者を在宅で介護している方
	内容	<ul style="list-style-type: none">・要介護 4、5 の方を介護する介護者 14,000 円/月・要介護 3 の方を介護する介護者 8,000 円/月・要介護 2 の認知症の区分が一定以上の方を介護する介護者 5,000 円/月
	備考	半年ごとに年 2 回支給します。

 介護用品助成事業	対象者	要介護 4、5 に認定された方を在宅で介護している方で、住民税非課税世帯の方
	内容	おむつ等の介護用品代を支給します。上限 6,300 円/月
	備考	半年ごとに年 2 回支給します。領収書が必要になります。

(7) 家族介護支援（つづき）


家族介護者交流事業	対象者 内 容 備 考	高齢者等を現に介護している家族 介護から一時的に解放し、介護者相互の交流等を通じて心身の元気回復を図ります。 年3回開催 参加負担金があります。
ゆうゆうチケット （家族介護者支援事業）	対象者 内 容 備 考	要介護3、4、5に認定された方を在宅で介護している方 介護者及び被介護者の方が、入浴、食事、タクシー、薬局等に利用できる券を交付します。 500円券を年24枚交付
家族介護教室	対象者 内 容	高齢者を現に介護している家族や近隣の援助者等 介護方法、介護予防、介護者の健康づくり等についての知識・技術を習得するための教室を開催します
徘徊高齢者家族支援サービス	対象者 内 容 備 考	徘徊のみられる認知症の高齢者を介護している家族 認知症の高齢者が徘徊した場合に、早期に発見できる機器の導入費を補助します。 導入補助 5,000円



(8) 権利擁護事業

虐待等に関する相談	内 容	高齢者等への虐待の早期発見、把握に努め、その対応や、相談に応じます。
成年後見制度利用支援事業	内 容	成年後見を必要とする方で一定の条件に該当する方に、成年後見制度の村長申立の実施や、成年後見人等に係る費用を支援します。
日常生活自立支援事業	内 容 備 考	金銭管理等に不安のある方を対象に、金銭管理・財産保全サービスを行います。 社会福祉協議会事業

(9) その他

敬老祝金の支給 	内 容	長寿を祝って、年度内に対象の年齢になる方に祝金等を贈ります。 満80歳、満88歳、満90歳、満99歳 5,000円 満89歳および満91歳以上98歳まで 祝品 満100歳 50,000円 満101歳以上 10,000円
シルバー人材センターへの助成	内 容	高齢者への就労の場を提供し、生きがい対策を図るとともに、伊那広域シルバー人材センターの運営費を助成します。
老人クラブへの助成	内 容	老人クラブの育成を図るため、村の老人クラブ連合会及び各区の老人クラブへの助成を行っています。



(10) 施設入所関係

養護老人ホーム



対象者 65歳以上で、経済的理由又は環境上の理由により、居宅での養護が困難な方
内容 養護老人ホームに入所し、生活の場としていただきます。
費用負担 入所者本人の負担能力に応じて費用負担があります。
また、入所者の扶養義務者からも負担能力に応じて費用負担があります。

特別養護老人ホーム



対象者 介護保険の要介護1から要介護5の認定者
内容 食事、入浴、排せつなどの日常生活介護や療養上の世話が受けられます。
費用 サービス費用の1割、居住費、食費、日常生活費の負担があります。
備考 村では、上伊那福祉協会で運営する特別養護老人ホームの入所受付を行っています。

※高齢者福祉サービスについては、平成23年6月現在のものです。

